

令和7年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

国際私法

以下の問いにこたえなさい。

（問1）

X（中国人）とY（日本人）は、これまで8年間日本において生活を共にしており、日本で婚姻した。日本の裁判所において、YからXへの扶養義務が問題となった場合、その準拠法はどのように判断されるか？

なお、Yの住所が日本にあることから日本の国際裁判管轄は認められたものとする。

（問2）

法の適用に関する通則法18条の意義を説明し、批判的に検討しなさい。